



四国交通共済協同組合の組合員のための

トラック賠償あんしん制度

賠償プラン

総合プラン

事業活動総合保険(ビジネスマスター・プラス)



つづける事業・マスター

2025年10月1日~2026年9月1日加入用

保険期間

毎月1日午後4時から1年間

申込締切日

保険始期日の前月末日

ご加入は毎月受付中

加入依頼書を毎月末日までにご提出いただくと翌月1日午後4時から1年間の保険期間となります。



トラック賠償あんしん制度 3つのメリット

メリット
MERIT

1

「トラック賠償あんしん制度」の4つの割引制度

- 団体割引
- トラック共済契約者割引(10台以上トラック共済にご加入の方)

トラック共済にご加入の場合、トラック共済優良割引率に応じて、賠償ユニットの保険料に以下の割引率が適用されます。

優良割引率20%以上 ▶ 5%割引	優良割引率25%以上 ▶ 8%割引	優良割引率30%以上 ▶ 10%割引
優良割引率35%以上 ▶ 15%割引	優良割引率40%以上 ▶ 20%割引	優良割引率45%以上 ▶ 25%割引
優良割引率50%以上 ▶ 30%割引	優良割引率60%以上 ▶ 35%割引	

(注)貴社が自動車保険のフリート契約者である場合、上記優良割引率に応じて、賠償ユニットの保険料に対して上記の割引を適用します。

● 安全性優良事業所割引

組合員の安全性優良事業所(Gマーク事業所)の認定率に応じて賠償ユニット・休業ユニットの保険料に対して以下の割引を適用します。

認定率25%以上 ▶ 5%割引	認定率 50%以上 ▶ 10%割引
認定率75%以上 ▶ 15%割引	認定率 100% ▶ 20%割引

● 健康経営優良法人認定割引

経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている場合、割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申出と認定を受けていることの資料のご提示が必要となります。

メリット
MERIT

2

充実の補償内容

受託貨物の荷主や第三者に対する賠償責任の補償、従業員のケガなどに対する補償、貴社が営業を休止したことによる休業損失に対する補償を1つの保険でまとめて補償することができます。



賠償プラン(賠償のみの補償)も選べます。

メリット
MERIT

3

手続きが簡単!

保険料は貴社の直近会計年度の年間売上高(消費税を含みます。)のみで算出可能。従業員数や車両台数および貴社の営業利益などをご申告いただく必要はありません。また、保険期間中に従業員数の変動や車両の入替が発生した場合の手続きも不要です。

貴社の抱えるリスクにあわせて、 必要な補償を1つのパッケージにしました。

STEP
1

プランの選択

2つのプランからお選びください。(オプションのセットは任意でお選びください。)

プラン	賠償プラン	総合プラン
基本補償	賠償	賠償 傷害 休業 物損害 から2つ以上を選択できます。
オプション	使用者賠償 雇用慣行賠償 弁護士費用等補償特約 等から選択できます。	使用者賠償 雇用慣行賠償 弁護士費用等補償特約 等から選択できます。

STEP
2

保険金額・自己負担額の設定

①各補償ごとに保険金額をお選びください。

賠償	賠償責任等	・5,000万円 ・1億円 ・2億円 ・3億円 ・5億円 ・10億円
	受託物危険	・100万円 ・500万円 ・1,000万円
	受託貨物危険 (物流業務のみ)	・100万円 ・500万円 ・1,000万円 ・2,000万円 ・3,000万円 ・4,000万円 ・5,000万円

(総合プランの場合)

傷害	貴社の慶弔見舞金規程または災害補償規程などの内容に応じて設定いただけます。
休業	・1,000万円 ・3,000万円 ・5,000万円 ・1億円 ・2億円 ・3億円 ・5億円
物損害	・1,000万円 ・3,000万円 ・5,000万円 ・1億円 ・2億円 ・3億円 ・5億円

(オプション)

使用者賠償	・1,000万円 ・2,000万円 ・3,000万円 ・4,000万円 ・5,000万円 ・1億円 ・2億円 ・3億円 ・4億円 ・5億円
-------	---

※オプションの詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

②自己負担額をお選びください。

賠償	賠償責任等	・0万円 ・1万円 ・5万円 ・10万円
	受託物危険	
	受託貨物危険 (物流業務のみ)	・5,000円(注) ・3万円 ・5万円 ・10万円 ・20万円

(注)受託貨物自動車等補償特約をセットした場合は選択できません。

STEP
3

- ・貴社の年間売上高のご申告
- ・トラック共済契約者割引のご申告
- ・安全性優良事業所(Gマーク事業所)の認定率のご申告(休業ユニット・賠償ユニットが対象、物流業務のみ)
- ・健康経営優良法人認定割引のご申告(傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約が対象)

STEP
4

お見積り

↓
ご契約

トラック賠償あんしん制度の7つの特長

受託貨物賠償

1 受託貨物の特定の危険における高額補償

輸送用具(トラック)の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着・沈没・座礁または座州による事故の場合、賠償責任受託貨物危険の保険金額の5倍の金額まで補償します。(5,000万円限度)
(注)事故が、下請負人の輸送用具(トラック)によって生じた場合には、高額補償は適用しません。

2 受託貨物の特定の危険における保険金額の読み替え

受託貨物に発生した損傷等、紛失、盗取、詐取の原因が、火災、落雷、破裂・爆発、風災、^{ひょう}雹災および雪災である場合は、受託貨物危険の保険金額ではなく賠償ユニット(賠償責任等)の保険金額を支払限度とします。

3 受託貨物事故付帯費用(廃棄費用、検査費用、継搬費用、緊急輸送費用)は1回の事故につき300万円を限度に補償

第三者賠償

4 搬入先のフォークリフト使用中の身体賠償・財物賠償も補償

施設構内(自社・他社問わず)での構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故については、賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

5 荷物搬入後に、搬入作業が原因で賠償事故が発生した場合、荷物自体の損害も補償

(事件事例)

荷物搬入先で荷物を積み上げたが、後日、荷物の置き方の不備により荷物が崩れ落ちて壊れ、搬入先の従業員にケガをさせたしまった場合、その荷物自体の損害も補償します。

6 被保険者相互間の賠償責任も補償

下請負人も被保険者に含むとともに被保険者相互間の交差責任も「保険金をお支払いしない場合」に該当しないかぎり補償対象となります。

使用者賠償(オプション)

7 脳・心疾患等に起因する使用者賠償責任も補償

脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因する事故も補償対象となります。

受託貨物に関する賠償責任(受託貨物危険)

受託貨物危険ワイド補償

火災、盗難や輸送用具の衝突事故だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって、貴社が受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※1 損害の種類により、お支払限度額が異なります。詳しくは、P.21をご覧ください。

※2 補償範囲を列挙危険(下表の「火災・落雷」から「盗難」までを補償)に限定することもできます。

■ 補償範囲(主なもの)

事故の種類	ワイド
火災・落雷	●
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	●
破裂・爆発	●
風災 ^{ひょう} ・雹災 ^{ひょう} ・雪災 ^{ゆき} ・水災(除く洪水) ^(注1)	●
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気・水の漏出・溢し	●
スプリンクラーからの内容物の漏出・溢し	●
盗難(警察への届出が必要です。)	●
共同海損犠牲損害	●
破損・曲り損・凹み損・汚損	●
汚損・擦損	●
紛失・不着	●
混入・汚染	●
虫食い・ねずみ食い	×
自然の消耗・固有の欠陥・性質	×
荷造りの不完全	×

●: 補償の対象、×: 補償対象外

(注1) 風災・雹災・雪災・水災は不可抗力でありそれらによる事故は法律上の損害賠償責任が発生しない可能性が高く、その場合は賠償ユニットの補償の対象外となります。法律上の損害賠償責任に関わらず補償されたい場合は別途運送保険などをご手配ください。

(注2) 温度変化損害は補償の対象外です。ただし、冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)に列挙危険事故によって、損傷等が生じた結果、温度変化が発生した場合には補償の対象となります。

(注3) フルドーザー、パワーショベル、ユンボなどを含みます。

(注4) 受託貨物自動車等補償特約をセットした場合対象となります。詳しくはP.22をご覧ください。

(注5) 火災・爆発、輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州によって生じた一頭ごとの死亡による損害にかぎり補償します。この場合、火災・爆発のときを除き、高額補償は適用しません。

■ 貨物の種類による補償範囲

貨物の種類	補償範囲
青果物・生鮮食料品・植物	ワイド
冷凍・冷蔵貨物、保温・保冷貨物	ワイド 温度変化損害補償対象外 ^(注2)
中古貨物	ワイド 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
バラ積貨物・タンク入液状貨物	ワイド 容積・重量減補償対象外
コンテナ自体	受託物危険で補償対象
自動車 ^(注3) ・バイク・原付	ワイド ^(注4)
家畜・生動物・生魚	特定危険 ^(注5)
貨紙幣類	×
美術品 ^{こつとぎひん} ・骨董品、宝石・貴金属類	×

×: 補償対象外

事故例

輸送用具の衝突



トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。

盗難



配送作業中にトラックから離れているときに積載していた貨物を盗まれた。(警察への届出がある場合にかぎりです。)

火災



火災により自社倉庫にて保管中の貨物を焼失させた。

火災



自社倉庫で火災が発生した結果、保管中の貨物は焼失しなかったものの、倉庫入口が崩壊したことにより貨物が遅配^(注6)となったため、納入先が休業を余儀なくされたとして、納入先から損害賠償請求を受けた。

(注6) 次の①または②のいずれかの場合に、所定の期間^(注7)を経過するまでに、荷受人などに貨物の引渡しができなかった場合、または不在通知票による通知ができなかった場合をいいます。ただし、貴社が荷送人から貨物輸送を直接引き受けた場合にかぎりです。

① 貨物の輸送用具に列挙危険事故が発生した場合

② 貴社が占有する建物、構築物の所在する敷地内において火災、落雷、破裂・爆発、風災^{ひょう}、雹災^{ひょう}、雪災が発生した場合

(注7) 貨物受取日の翌日から起算して次の①から④までに掲げる日数を合算した期間となります。

① 集荷期間: 1日(集荷を行う場合)

③ 輸送期間: 運送距離170kmごとに1日(端口数は切上げ)

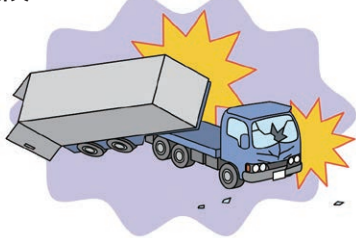
② 発送期間: 1日

④ 配達期間: 1日(配達を行う場合)

借用財物に関する賠償責任(受託物危険)

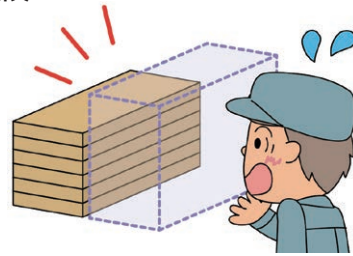
パレットなどのリース・レンタル品やコンテナ、被牽引^{ひけんいん}車両などの借用財物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、借用財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※損害の種類により、お支払限度額が異なります。詳しくは、P.21をご覧ください。

受託物危険



借用したトレーラー^{けんいん}を牽引走行中、衝突事故を起こし、トレーラーが大破した。

受託物危険

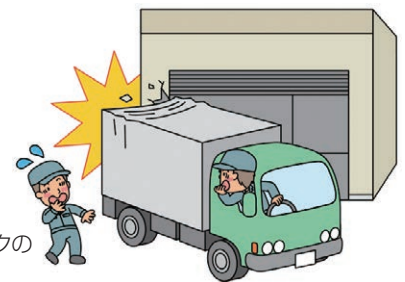


レンタル品であるパレットが夜間盗まれた。

借用不動産に関する賠償責任(受託不動産危険)

業務用に賃借している不動産をこわしたことについて、不動産の貸主または所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※損害の種類により、お支払限度額が異なります。詳しくは、P.21をご覧ください。



間借りしている配送センター内でトラックの運転を誤り、建物の壁を大破させた。

第三者に関する賠償責任(施設・業務遂行危険^(注1)、製造物・完成作業危険)

次の①から④までが原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※損害の種類により、お支払限度額が異なります。詳しくは、P.21をご覧ください。

- ① 貴社が所有、使用または管理する施設
- ② 貴社の業務の遂行
- ③ 貴社が製造、販売、供給した製品・商品など
- ④ 貴社が引き渡した作業の結果

業務遂行危険



荷物搬入中、台車を入口の自動ドアにぶつけてしまい、ドアのガラスをこわした。

構内専用車危険



搬入先にて一時的に借用したフォークリフトで走行中に搬入先の従業員をはねて、大ケガをさせた。

完成作業危険



荷物搬入先で荷物の置き方の不備により荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケガをさせた。

(注1) 工事現場内もしくは貴社の仕事現場内^(注2)にある建設用工作車または構内専用車等^(注3)の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険等または自動車保険等により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

(注2) 貴社または貴社の下請負人が貴社の仕事を行っている場所で、不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。例として、除雪作業現場にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害は補償されます。

(注3) 構内専用車等は、もっぱら施設構内^(注4)のみで使用され、自動車登録ファイルに車両登録がされていない自動車、または受託貨物の所有者または荷受人から一時的に借り受けているフォークリフト、ゴルフ場内専用車をいいます。

(注4) 貴社(物流業務の場合は荷主または荷受人を含む)が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている場所をいいます。

次の保険金をお支払いします

1 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注5)を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額^(注6)を限度にお支払いします。

2 各種費用

●損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など

●権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

●争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

●協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用

●初期対応費用^(注7)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など

●争訟対応費用^(注7)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など

●見舞費用^(注8)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など

●対物超過費用^(注9)

被害財物の復旧費が時価を超える場合に、被害者からの請求に基づき、貴社がその復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用

●受託貨物事故付帯費用^(注10) (物流業務のみ)

- 廃棄費用
受託貨物の廃棄のために支出した費用
- 検査費用
受託貨物の検査のために支出した費用
- 継搬費用
受託貨物を最終仕向地へ輸送するために支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷物卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用
- 緊急輸送費用
受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち必要または有益な費用

(注5)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。ただし、受託貨物危険の自己負担額は5,000円^(注11)、3万円、5万円、10万円または20万円のいずれかからお選びいただけます。

(注6)受託貨物に関しては、1事故につき受託貨物危険の保険金額または時価額のいずれか低い額が限度となります。詳しくはP.21をご覧ください。

(注7)保険期間を通じて、これらの費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注8)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故1,000万円を限度にお支払いします。

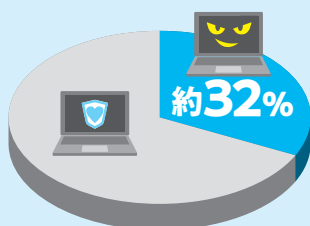
(注9)被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円、1事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

(注10)1事故につき、300万円を限度にお支払いします。

(注11)受託貨物自動車等補償特約をセットした場合には選択できません。

賠償ユニットは 急増するサイバーセキュリティ事故による 損害賠償も標準補償!

中小企業の3社に1社が
サイバーセキュリティ事故の当事者に!



出典:IPA「2016年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」約4,000社のうち「ウイルスに感染した、もしくは発見した」と答えた企業の割合

サイバーセキュリティ事故以外にも
以下の事故による情報漏えいも…



カバンの置き忘れや
書類の紛失などによる
電子データ以外の情報漏えい



外部からの攻撃ではなく
従業員のシステム設定ミスなどの
内部起因の情報漏えい

漏えい等の報告・本人通知が義務化!

2022年4月から個人情報を取り扱うすべての事業者に対し、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。



<報告・通知義務に該当する事態>

- 要配慮個人情報が含まれる事態
- 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生
- 財産的被害が生じる恐れがある事態
- 1,000人を超える漏えい等が発生

報告には専門事業者による原因調査が
必要となることもあります。

賠償ユニットなら2つの補償があるから安心!

第三者に対する
損害賠償責任

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や情報漏えいの発生によって、取引先やお客さまに損害を与え損害賠償責任を負った。

▶ 損害賠償金、訴訟費用

など

事故発生時の
各種対応費用

事故原因を調査し、影響範囲の特定や損害の拡大防止、被害者対応などに関する費用が発生した。

▶ 原因調査費用、見舞費用、広告などの信頼回復費用、データ復旧費用

など

さらに!

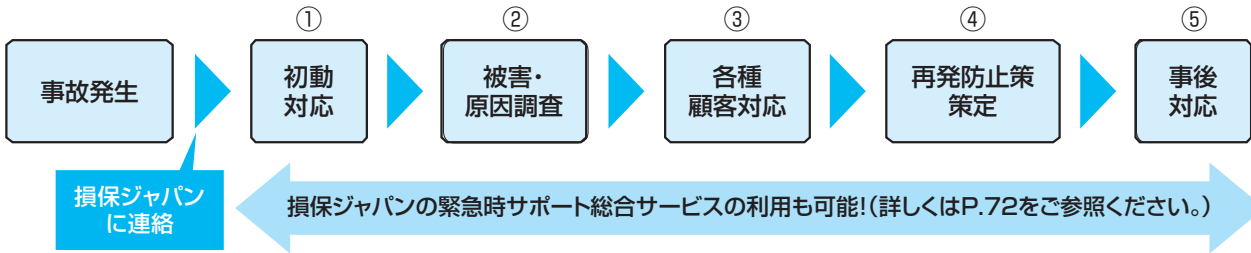
緊急時サポート
総合サービス

事故が発生した際に原因調査や事故の公表、被害者からの問い合わせ窓口の設置等の緊急対応を支援します!

想定事故例

不正アクセスで1万人の個人情報流出

必要とされる対応(例)



想定される損害額

- <損害賠償責任> ● 個人情報漏えいについての損害賠償金
1,000名から損害賠償請求を受け1名あたり3,000円をお支払い **300万円**
- <各種対応費用> ● 個人情報漏えいについての見舞金
1名あたり500円をお支払い **500万円 …(A)**
- 被害および原因調査費用 **400万円 …(B)**
パソコン1台、サーバ1台の調査(フォレンジック調査)で1台あたり200万円をお支払い
- データ復旧費用 **1,000万円 …(C)**
消失したプログラムの復旧費用をお支払い

合計 約 **2,200万円**

高額な費用負担が発生します!

情報漏えいがあったとしても、サイバー攻撃を受けるだけで費用負担が発生するケースもあります!

事業のリスクに合わせて選べる5つのプラン

各種対応にかかる費用は、想定よりも高額化する可能性があるため、充実した補償のプラン3~5がおすすめです!
(ただし、第三者に対する損害賠償責任の保険金額が賠償ユニットの保険金額以内になるように設定してください。)

プラン3~5がおすすめ!

		プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
保額金額	第三者に対する損害賠償責任	100万円	1,000万円	5,000万円	1億円	5億円
	事故対応時の各種対応費用	30万円 ※情報漏えい時 広報・見舞等対応費用のみ	300万円	1,500万円	3,000万円	5,000万円

ご注意 プラン(保険金額)の選択について

プラン1は、保険金のお支払い対象となる対応費用が情報漏えい時広報・見舞等対応費用に限定されます。各種対応費用を幅広く補償するためにも充実した補償のプラン3~5をご検討ください。

※プラン1の場合、想定事故例では各種対応費用のうち(A)の見舞金は補償対象となりますが(ただし、保険金額が限度となります。)、(B)の調査費用と(C)のデータ復旧費用は補償対象外となります。

業務中の労働災害の補償

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。

死亡補償保険金



通勤中に交通事故にあい、亡くなりました。

後遺障害補償保険金



業務中に荷物が落下してケガをし後遺障害が生じた。

【オプション】

臨時費用保険金



業務中の災害で亡くなられた際に支給した葬儀費用

入院補償保険金



炎天下の作業中、熱中症にかかり入院した。

手術補償保険金



業務中にケガをし手術を受けた。



病気で亡くなられた際のお香典など(10万円限度)

通院補償保険金



通勤中に転倒し通院した。
(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

業務外のケガも補償の対象とすることができます!



プライベートで旅行中に転倒してケガをした。

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々(氏名を通知していただく必要はありません)が補償の対象となります。

補償対象者	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	選択可	左記選択時に限り選択可
貴社の正規従業員・臨時雇従業員	○	選択可
貴社の下請負人(注1)およびその構成員	○(注4)	×
貴社の備車運転者(注2)、委託業者等(注3)	選択可(注5)	×

【補償対象者の選択例】

以下のように役員・個人事業主は業務中かつ業務外補償、従業員は業務中の補償とすることもできます。

補償対象者	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	補償する	補償する
貴社の正規従業員・臨時雇従業員	○	補償しない
貴社の下請負人(注1)およびその構成員	○(注4)	×
貴社の備車運転者(注2)、委託業者等(注3)	補償しない(注5)	×

○:補償の対象となります。

×:補償の対象とすることはできません。

(注1)下請負人とは、貴社から営業収益(売上)を得ている貨物自動車運送事業者をいい、(一般または特定)貨物自動車運送事業の許可を得ている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行った事業者にかぎります。数次の請負による場合の請負人を含めません。

(注2)貴社が貨物自動車運送事業者の場合において、貴社と締結された請負契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます。)をいいます。

(注3)もっぱら、貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内(事務所、営業所、工場等)または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき貴社の業務に従事する者をいいます。

(注4)貴社が工事業務および物流業務を行う場合にかぎります。また、貴社が請け負った業務中の事故にかぎります。

(注5)貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている法定外補償規定(災害補償規定など)に基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。(注6)



(注6)災害補償規程などがないお客さまの場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

次の保険金をお支払いします

貴社の災害補償規程などに基づき支払われた補償金に対する補償

※1~5、7および8については、業務中にくわえて業務外のケガも対象とすることができます。

1 死亡補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、お支払いします。

2 後遺障害補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、お支払いします。

3 入院補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。

4 手術補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

5 通院補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。

6 【オプション】臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合、貴社が臨時に負担された費用

(葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。)に対してお支払いします。

なお、入院、通院した場合の臨時に負担する費用(見舞金の購入費用、救済者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。)についても、お支払対象とすることができます。

7 入院一時金補償保険金

ケガなどにより入院され、所定の条件を満たす場合、お支払いします。ただし、1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

8 退院療養一時金補償保険金

ケガなどにより入院され、所定の条件を満たす場合、お支払いします。ただし、1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

9 休業補償保険金

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、お支払いします。

メディカル・マスター

対象プラン

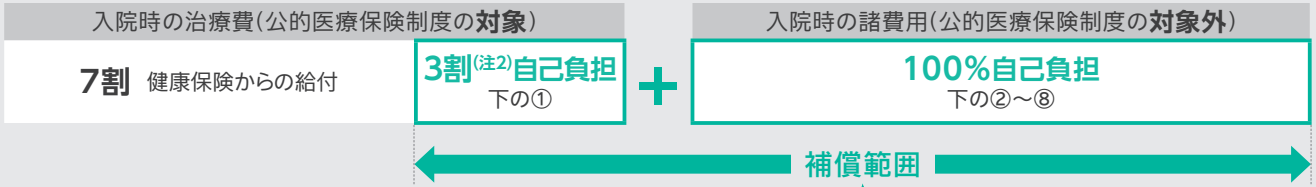
総合プラン
(企業包括方式のみ)

傷害プラン
(売上高方式のみ)

貴社の役員・従業員の皆さまが病気により入院した場合の費用や、ケガや病気により働けなくなった場合の所得などを補償します。

疾病入院医療費用補償特約(実額払)

病気て入院した場合に負担した費用や、先進医療や患者申出療養^(注1)の費用を実費で補償します。具体的には、以下のとおりとなります。



※入院にかかる費用の内訳は状況によって大きく異なるため図の比率はイメージです。

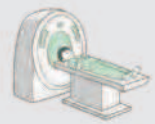
①入院時の治療費

入院による医療費の3割自己負担分をお支払いします。



⑥先進医療および患者申出療養の費用^(注1)

入院をせず通院のみの場合も補償の対象となります。



②ベッドまたは病室使用料

差額ベッド代を入院日数×ベッド等使用料保険金日額を限度にお支払いします。



⑦諸雑費

入院1日につき1,100円をお支払いします。



③交通費

入退院や転院時の交通費をお支払いします。



⑧ホームヘルパー等の雇入費用

医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である被保険者が入院している期間におけるホームヘルパー、ベビーシッター等の雇入費用をお支払いします。



④親族付添費^(注3)

1日につき4,200円および付添の交通費等をお支払いします。



など

⑤食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。



補償の対象となる方(被保険者)

		疾病入院医療費用補償特約(実額払)	疾病入院医療保険金支払特約(日額払)	長期障害所得補償特約
個人事業主		◎	◎	◎ ^(注4)
貴社の役員	常勤 ^(注5)	◎	◎	◎ ^(注4)
	非常勤	×	×	×
貴社の正規従業員		◎	◎	◎ ^(注4)
貴社の臨時雇従業員	常勤 ^(注5)	◎	◎	◎ ^(注4)
	非常勤	×	×	×
貴社の下請負人およびその構成員		×	×	×
貴社の備車運転者、委託業者等		×	×	×

*非常勤の役員、非常勤の臨時雇従業員、下請負人およびその構成員、備車運転者、委託業者等は傷害ユニットの補償の対象に含まれる場合でも、上記の特約においては補償の対象外です。また、一部の役員、使用人のみを補償対象者とすることはできません。

◎:補償の対象となります。 ×:補償の対象となりません。

(注1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関にかざられます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、ご確認ください。

「患者申出療養」とは、厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められたものにおいて行われるものにかざります。

(注2) 公的医療保険制度における治療費の自己負担の割合は年齢や所得に応じて異なります。図のとおり自己負担が3割となるのは、6歳以上70歳未満の場合または70歳以上で現役並み所得者の場合です。

(注3) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした費用にかざります。

(注4) 保険期間の開始日時時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかざります。

(注5) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。被保険者に該当した時からケガまたは病気を被った時までの期間が6か月に満たない場合は、その期間の平均労働日数、平均労働時間とします。

※メディカル・マスター特約は傷害ユニットにセットすることができます。

**疾病入院医療
保険金支払特約
(日額払)**

病気で入院した場合、
入院日数に応じて保険金を
定額でお支払いします。



**長期障害所得
補償特約**

ケガや病気により
働けなくなった場合に保険金
をお支払いします。



メディカル・マスター

ご契約条件

保険金額・免責期間・てん補期間・支払限度日数は以下より選択します。

■ 疾病入院医療費用補償特約(実額払)

保険金額	入院1回あたりの保険金額 ^(注6)	50万円・100万円・200万円
	先進医療等1回あたりの保険金額 ^(注6)	50万円・100万円・200万円・300万円
	入院1日あたりのベッド等使用料保険金日額 ^{(注6)(注7)}	10,000円・20,000円・30,000円・40,000円

■ 疾病入院医療保険金支払特約(日額払)

保険金額	入院1日あたりの保険金日額	20,000円以下で設定します。
支払限度日数		40日・60日・90日・120日・180日

■ 長期障害所得補償特約

保険金額	就業障害期間1か月あたり	5万円・10万円・15万円
免責期間		30日・60日・90日
てん補期間		1年間・2年間

保険金請求方法

疾病入院医療費用補償特約(実額払)、疾病入院医療保険金支払特約(日額払)、長期障害所得補償特約の保険金は、被保険者となる個人事業主・役員、従業員ご本人から請求いただき直接お支払いします。



(注6) 選択した保険金額および保険金日額を限度に保険金をお支払いします。

(注7) 選択した入院1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円)の内枠でお支払いします。

【すべてのメディカル・マスター特約に共通のご案内】

すべてのメディカル・マスター特約に共通のご案内

メディカル・マスターご契約にあたっての注意

- 業務を原因とする疾病(細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。)については、傷害ユニットとメディカル・マスターの両方から保険金がお支払いされる場合があります。
- 疾病入院医療費用補償特約(実額払)、疾病入院医療保険金支払特約(日額払)の事故発生時のご対応はお客さま対応品質の観点から損保ジャパンの医療保険専用の窓口にて行います。
- お客さまの売上高規模や業種によってはお引き受けができない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

継続契約について

メディカルマスター特約においては、直前に損保ジャパン以外の保険会社で同様の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなせる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

メディカル・マスター特約 用語のご説明

■ 共通

医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状 ^(注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
長期障害所得補償保険契約	長期障害所得補償特約をセットした事業活動総合保険契約をいいます。
入院費用契約	疾病入院医療費用補償特約(実額払)をセットした事業活動総合保険契約をいいます。
疾病保険契約	疾病入院医療保険金支払特約(日額払)をセットした事業活動総合保険契約をいいます。

■ 疾病入院医療費用補償特約(実額払)

先進医療	治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。
患者申出療養	治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められたものにおいて行われるものにかぎります。
先進医療等	先進医療および患者申出療養をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。

■ 疾病入院医療費用補償特約(実額払)・疾病入院医療保険金支払特約(日額払)特約共通

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

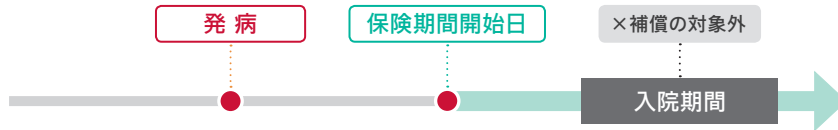
■ 長期障害所得補償特約

就業障害	被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により身体障害を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。 ① その身体障害の治療のため、入院していること。 ② ①以外で、その身体障害に対して、医師 ^(注) の治療を受けていること。 ただし、被保険者がその身体障害に起因して死亡した後もしくはその身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この特約においては、就業障害とはいいません。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
就業障害期間	てん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。
身体障害	傷害 ^(注) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (注)傷害の原因となった事故を含みます。
てん補期間	損保ジャパンが保険金を支払う限度となる期間で、免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
免責期間	就業障害となった日から起算して、継続して就業障害である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、損保ジャパンは保険金を支払いません。

疾病入院医療費用補償特約(実額払)

保険期間の開始より前に発病していた場合について

初年度契約の保険期間の開始日^(注11)またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療等は、保険金のお支払いの対象になりません。



ただし初年度契約の保険期間の開始日^(注11)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後開始した入院または先進医療等については、保険金を支払います。



退院した後に再度入院した場合について

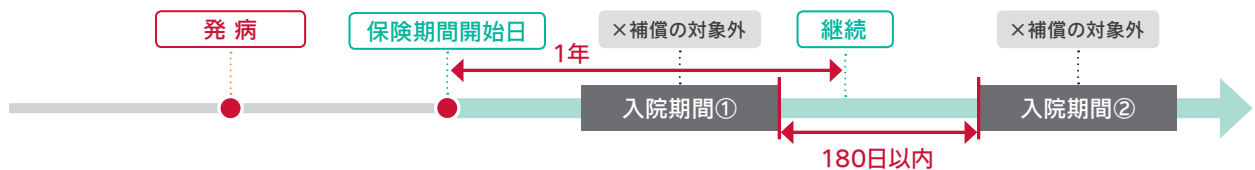
入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円をご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

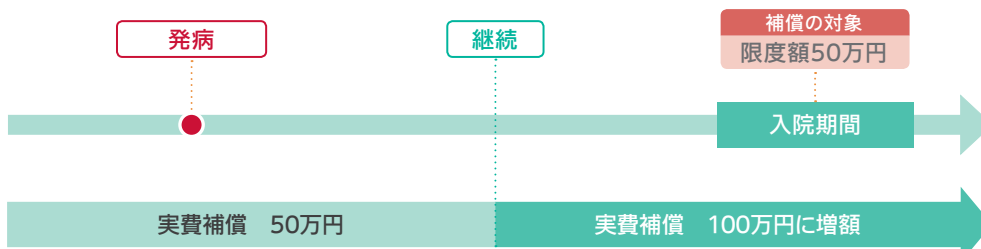
なお、入院が終了した日から180日を経過した日以前に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院と合わせて1回の入院とみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。また、前の入院が補償の対象外であった場合は、その後の入院についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日^(注11)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後開始した入院であってもお支払いの対象にはなりません)^(注12)。



ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



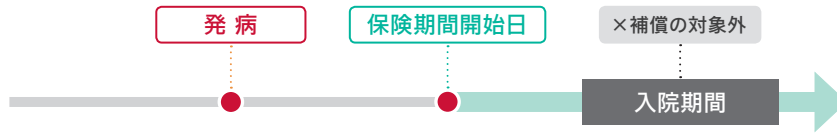
(注11) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社した従業員など)については、被保険者となった日をいいます。

(注12) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいただくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの病気を補償するという「疾病入院医療費用補償特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った病気については公平性の観点から保険金を支払いません。

疾病入院医療保険金支払特約(日額払)

保険期間の開始より前に発病していた場合について

初年度契約の保険期間の開始日^(注6)またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象になりません。



ただし初年度契約の保険期間の開始日^(注6)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後開始した入院については、保険金を支払います。



退院した後に再度入院した場合について

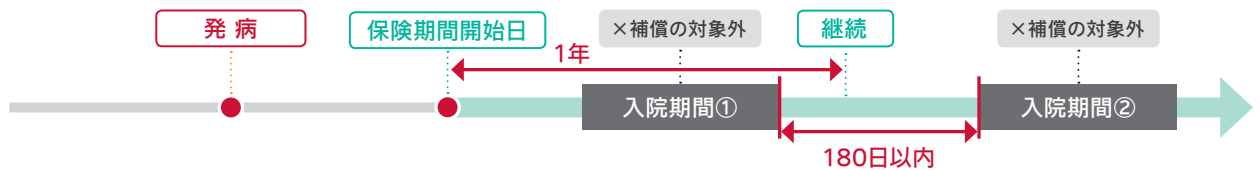
入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 疾病入院医療保険金日額(日額補償)1万円をご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

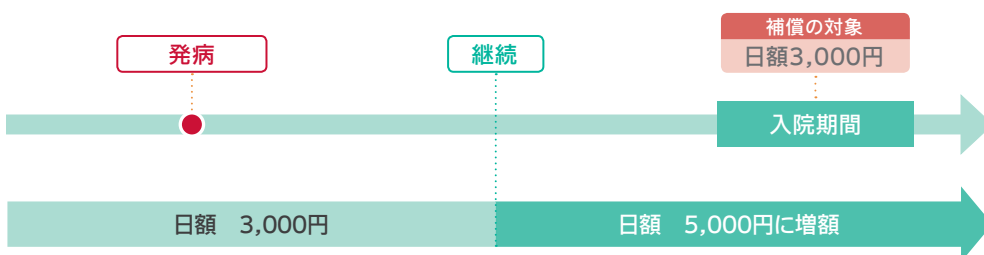
なお、入院が終了した日から180日を経過した日以前に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院と合わせて1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。また、前の入院が補償の対象外であった場合は、その後の入院についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日^(注6)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後開始した入院であってもお支払いの対象にはなりません)^(注7)。



ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額した場合



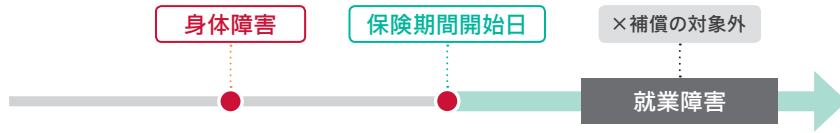
(注6) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の方)については、被保険者となった日をいいます。

(注7) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいただくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの病気を補償するという「疾病入院医療保険金支払特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った病気については公平性の観点から保険金を支払いません。

長期障害所得補償特約

保険期間の開始より前に身体障害を被っていた場合について

就業障害の原因となった身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始日^(注7)またはこの契約の被保険者となった時より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。



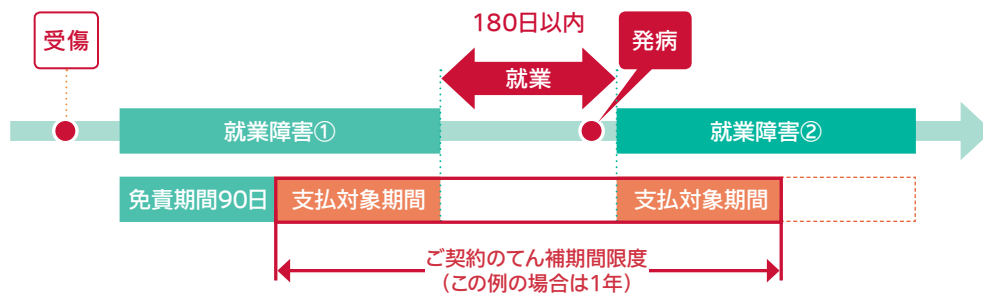
ただし初年度契約の保険期間の開始日^(注7)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金を支払います。



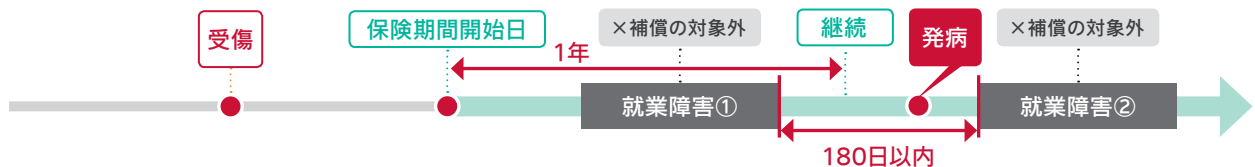
再度就業障害となった場合について

免責期間を超える就業障害が終了した日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び就業障害になった場合は、前の就業障害とは異なる就業障害とみなし保険金をお支払いします。なお、免責期間を超える就業障害が終了した日を含めて180日以内に再び就業障害になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であることを問わず同一の就業障害とみなし、免責期間およびご補期間を適用します。

例 免責期間90日、ご契約のてん補期間(お支払いの対象となる期間)1年の場合



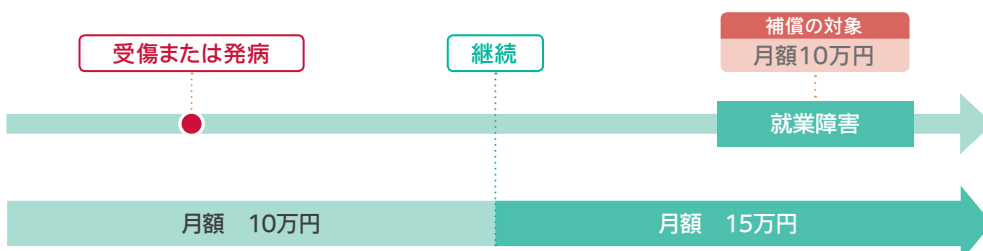
また、補償の対象外である就業障害が終了した日を含めて180日以内に再び就業障害になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わずその後の就業障害についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日^(注7)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害であってもお支払いの対象にはなりません)^(注8)



ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガまたは病気により継続後に就業障害となったときは、継続前(ケガまたは病気を被った時)・継続後(就業障害となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合



(注7) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の方)については、被保険者となった日をいいます。

(注8) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいただくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの身体障害を補償するという「長期障害所得補償特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った身体障害については公平性の観点から保険金を支払いません。

CLOSED 休業ユニット

対象プラン

総合プラン

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、
什器が焼失した。

ワイド



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

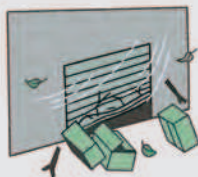
ワイド



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

ワイド



水災

大雨による洪水で事務所が
水浸しになり、設備がこわれた。

ワイド



建物の外部からの 物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込みこわれた。

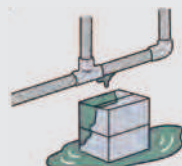
ワイド



給排水設備に生じた 事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。

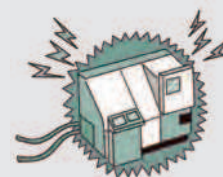
ワイド



電気的事故・ 機械的事故 その他の不測かつ 突発的な事故

過電流で機械がこわれた。

ワイド









対象物件

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式

- ①  貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- ②  貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③  対象敷地内^(注1)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④  対象敷地内^(注1)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤  対象敷地内^(注1)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥  供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

事業所限定方式

- ①  指定した事業所の貴社所有の設備・什器等や商品・製品等
- ②  指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③  対象敷地内^(注2)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④  対象敷地内^(注2)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤  対象敷地内^(注2)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥  事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

※対象物件の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.32~P.35

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。
(注2) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。



つづける事業・マスター

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します!

電気・ガス・水道等の供給の中断(24時間超)

事故により電気の供給が24時間を超えて中断し、営業を一部休止した。



ワイド

食中毒・感染症(注3)の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。



ワイド

主要取引先の破産(注4)

主要取引先である販売先が破産し、売上が減少した。



ワイド

オプション(特約)

ネットワーク中断による休業損失等補償特約



自社システムのバージョンアップ中に不具合が発生し、1か月近くシステム利用ができず、業務中断が発生した。



保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金(注5)

1日あたりの対象経常費と営業利益の合計額に休業日数から1日控除した日数を乗じ、さらに影響割合を乗じた額に対して、損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。詳しくはP.32をご覧ください。



② 事業継続費用保険金(注5)

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。詳しくはP.32をご覧ください。

特定感染症の ③ 休業損失保険金 ④ 特定感染症対策費用保険金
 指定感染症の ⑤ 指定感染症対策費用保険金

詳しくはP.32をご覧ください。

(注3)特定感染症および指定感染症をいいます。詳しくはP.32をご覧ください。

(注4)破産法(平成16年法律第75号)の定めに従い日本国における裁判所が破産手続開始を決定することをいいます。ただし、公告によりそれが確認できるものにかぎります。なお、破産手続開始の申立てを行っただけでは、破産とはみなしません。

(注5)水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(P.19ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

物損害の補償

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等(注1)や商品・製品等(注2)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- **火災、落雷、破裂・爆発**
事務所で火災が発生し、什器が焼失した。
- **風災・雹災・雪災**
台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。
- **建物の外部からの物体の衝突、飛来など**
お店に車が突っ込み店舗内の設備がこわされた。
- **給排水設備に生じた事故による水濡れなど**
給水管が破損し、商品が水濡れした。
- **騒擾、労働争議など**
労働争議で設備、商品がこわされた。
- **盗難**
倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。
- **水災**
大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

保険の対象

貴社所有の設備・什器等や商品・製品等が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

- **すべての建物内**
- **野積み**
- **輸送中**
- **一時持ち出し中**

(注1) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2) 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

次の保険金をお支払いします

- 1 損害保険金(注3)**
保険の目的(保険の対象)に生じた損害について、その再調達価額(注4)を基準に算定した1事故あたりの損害の合計額が自己負担額(免責金額)(注5)を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額(注4)のいずれか低い額をお支払いします。(注6)
- 2 通貨等盗難損害保険金**
対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度(注8)にお支払いします。
- 3 物損害事故付随費用保険金(注9)**
 - **残存物取片づけ費用**
残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用
 - **法令変更対応費用**
建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用
 - **修理付帯費用**
復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。

(注3) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および事業継続費用保険金(P.18ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注4) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注5) 1万円、5万円、10万円、20万円からお選びいただくことができます。

(注6) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価(注7)が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります。(ただし、無人航空機等が商品・製品等である場合を除きます。)

(注7) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注8) 現金盗難損害補償特約をセットすることにより、限度額を1,000万円に引き上げることもできます。

(注9) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

オプション1 使用者賠償責任補償特約

労災事故による使用者賠償責任を補償!

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も、補償します。
(1回の事故につき、特約の保険金額を限度にお支払いします。)

※政府労災による給付が決定した場合にかぎりません。

基本補償 1 賠償保険金

使用者(企業)が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

1事故あたり最高

5億円 (保険金額5億円で
ご契約した場合)

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。
※賠償保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合にかぎりません。

基本補償 2 各種費用

次の争訟費用等を各種費用としてお支払いします。

1 争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

2 争訟対応費用

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など

3 協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、
貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用

4 権利保全費用

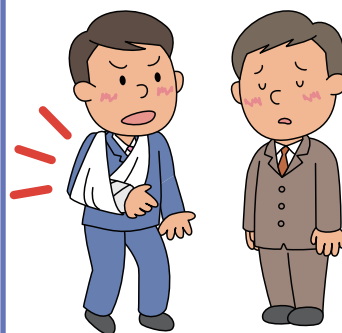
貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使
に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

5 損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など

※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただきます。

<事故例>



従業員がトラックで貨物を運搬中に交通事故にあいケガをしたため、政府労災から給付がなされたものの、補償額を不服として、従業員から損害賠償請求を受けた。

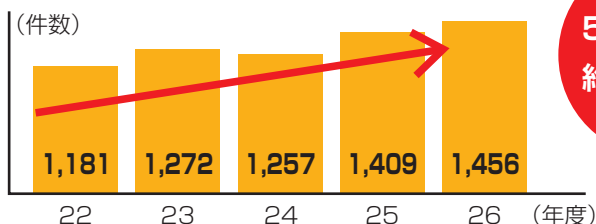
うつなどの「心の病」による、経営側への賠償請求にも対応します。

ケガのみならず、近年急増している精神障害による労災請求にも手厚い補償でお応えします。

参考データ 心の病が年々増加傾向!

近年、従業員の心の病による労災請求が急増。
精神障害や過労死への配慮も安全配慮義務の一環です。
(平成20年3月:労働契約法第5条に明文化されました)

■精神障害等に係る労災請求件数の推移



※出典:厚生労働省 平成26年度
「脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」

オプション2 雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントまたは不当解雇に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

※その他のオプション特約などもご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容		
<p>①損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)</p>	<p>日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注1)を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとの支払限度額は次のとおりです。</p>		
	損害の種類	お支払限度額	
	身体の障害	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度	
	人格権侵害・宣伝障害		
	財物の損壊		
	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能	1事故1,000万円限度	
	損傷等の発生していない財物の使用不能		
	製造物自体・作業の結果自体の損壊	1回の事故について次のいずれか低い額 ア. ご契約時に選択した支払限度額(100万円・500万円・1,000万円) イ. 時価額	
	受託物		
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故100万円限度
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	
	受託不動産	損傷等 ^(注3)	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度
	受託不動産	損傷等の結果発生する使用不能 ^(注3)	1事故100万円限度
	受託貨物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1回の事故について次のいずれか低い額 ^(注2) ア. 賠償責任受託貨物危険保険金額 イ. 仕切状・納品書がある貨物については、その状面価格(ただし、運送賃および諸掛りが含まれていない場合はこれを加算した額。)、寄託申込書がある場合は寄託申込価格。ただし、これらの書類がない場合は受託貨物の時価
	受託貨物	使用不能	
<p>ご注意 被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。</p>			
用語	説明		
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。		
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。		
財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 		
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。		
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。		
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。		
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。		
人格権侵害	<p>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。</p> <p>①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</p>		
宣伝障害	<p>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。</p> <p>①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</p> <p>②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標語または標語の侵害</p> <p>③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p>		

(注1)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。(受託貨物危険は、5,000円(受託貨物自動車等補償特約をセットした場合は選択できません。)、3万円、5万円または10万円または20万円からお選びいただけます。)

(注2)事故の原因が火災、落雷、破裂、または爆発もしくは風災、雹災および雪災のときは、賠償ユニットの保険金額が限度となります。輸送用具(トラック)の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着・沈没・座礁または座州による事故の場合、賠償責任受託貨物危険の保険金額の5倍または5,000万円のいずれか低い額が限度となります。

(注3)貴社が借用する社宅等に発生した財物の損壊は、火災・破裂または爆発による事故にかぎり保険金をお支払いします。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	
②損害防止費用(注5)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。	
③権利保全費用(注5)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。	
④争訟費用(注5)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。	
⑤協力費用(注5)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。	
⑥初期対応費用(注5)(注6)	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。	
⑦争訟対応費用(注5)(注6)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。	
⑧見舞費用(注5)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。	
⑨建具等修理費用	貴社の借用する不動産(注7)に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。ただし、貴社が借用する社宅等に生じた損害は除きます。	
⑩受託貨物事故付帯費用(注4)	次の(ア)から(エ)までの費用を合算して、1回の事故について300万円を限度としてお支払いします。 次の(イ)から(エ)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険事故(注6)が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。	
	(ア) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。
	(イ) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎりお支払いします。
	(ウ) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)
(エ) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。	
⑪対物超過費用(注8)	被害財物(注9)の復旧費がその時価を超えると損保ジャパンが認める場合において、被害者からの請求に基づき、貴社がその被害財物の復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用について、被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円を限度、1事故につき100万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。	

(注4)結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注5)⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注6)次のいずれかの事由が発生したことをいいます。①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、雹災または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎりお支払いします。⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 ⑩共同海損犠牲損害

(注7)社宅等および借用許可を得ていない不動産は含みません。また、事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所を借用している場合はその事業所建物となります。

(注8)受託不動産危険に起因する損害については保険金をお支払いしません。

(注9)有償であると無償であるを問わず、貴社が仕事を遂行するために、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物を含みません。

特約の名称	特約の内容
冷凍・冷蔵貨物損害補償特約	受託貨物が冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物の場合、次の①または②に該当する事由によって生じた温度の変化による損害に対して保険金を支払います。 ①冷凍・冷蔵・定温管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(加入者証に温度変化・異常が特定の時間以上継続した場合にかぎる旨の記載がある場合は、それにしたがいします。) ②受託貨物を冷凍・冷蔵・保冷・定温管理する収容設備またはコンテナ(①の機械・装置を除きます。)の破損・故障 ※この特約は、受託貨物危険オールリスク補償特約をセットされた場合にセットできます。
受託貨物自動車等補償特約	受託貨物のうち、自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊に起因する損害について保険金をお支払いします。

■ 補償の対象となる方(被保険者)

以下の方が被保険者となります。ご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款および特約条項等をご確認ください。

● 貴社(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)

● 貴社の役員・使用人

● 貴社の下請負人

● 貴社の下請負人の役員・使用人

「施設・業務遂行危険」に起因する損害の場合、以下の方も被保険者となります。

● 指定管理業務(注10)について貴社をその業務の遂行者として指定した地方公共団体

● 貴社から指定管理業務(注10)を受託したすべての事業者

(注10)地方公共団体による指定に基づく指定管理施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める公の施設)の管理業務をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

<身体の障害・財物の損壊・サイバーリスク賠償責任補償特約に関する事由>

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- 産業廃棄物処理業務によって生じた環境汚染またはそのおそれに起因する損害
- 特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任(オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。)
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊。ただし、国外流出製造物に起因する損害については、保険金を支払います。
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(受託不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。)。ただし、サイバーリスク賠償責任補償特約をセットしたご契約の場合はお支払いの対象となります。 など

<身体の障害・財物の損壊に関する事由>

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、貴社が所有または賃借する施設内にある車両、工事現場内または仕事現場内にある建設用工作車、構内専用車または非所有フォークリフト、販売、リース等を目的として展示されている自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険金を支払います。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業、工事に使用されている間の船舶などに起因する事故については、保険金を支払います。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製造物のみ、または作業の結果のみに生じた財物の損壊

ご注意 次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
 - 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など

- 製造物等が医薬品等、農薬、食品の場合において、直接であると間接であると問わず、製造物等がその意図された効能等を発揮しなかったことに起因して負担する損害賠償責任。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害については、保険金を支払います。

受託物・受託貨物に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物・受託貨物の盗取または詐取
- 受託物・受託貨物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物・受託貨物の財物の損壊。ただし、受託自動車を受託物である場合は、その受託自動車に委託者に引き渡された後に発見された受託自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取。 など

受託物に関する固有の事由

- 修理、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊。ただし、火災、爆発による損壊の場合やジャッキアップなどの作業による損壊の場合は、保険金を支払います。
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊 など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合は保険金を支払います。)
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など

<人格権侵害・宣伝障害に関する事由>

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害 など

<建具等の修理に関する事由>

- ご契約者、記名被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など

(次ページに続きます。)

保険金をお支払いできない主な場合

(前ページの続きです。)

一部の業務に起因する事故については、左記の事由のほか、次の事由について保険金をお支払いできません。

<物流業務固有>

- 次の者により輸送用具が運転または操縦されている間に発生した事故
 - ① その輸送用具の法令に定められた運転資格または操縦資格を持たない者
 - ② 酒気帯び状態の運転者または操縦者
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用により正常運転または操縦ができないおそれがある状態にある者または使用常習者 など
- 保険金を受け取るべき者の故意
- 荷造りの不完全
- 貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反

- 輸送用具または輸送方法の不適
 - 公権力による処分
 - ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
 - 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊^(注)
 - 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。
 - 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、掻き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。 など
- (注) 受託貨物自動車等補償特約をセットした場合は、保険金をお支払いします。

オプション特約の概要

特約の名称	特約の内容
使用者賠償責任補償特約	<p>補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政府労災により給付される金額 ② 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ③ 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額 <p>※「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、この特約における補償の対象に政府労災の給付が決定された^(注11)「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」が加わります。</p> <p>※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎりです。</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>以下の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用上の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャルハラスメント ④ マタニティーハラスメント ⑤ パワーハラスメント ⑥ ケアハラスメント ⑦ モラルハラスメント
脳・心疾患等補償特約	<p>使用者賠償責任補償特約の補償に加えて、次の①から④についても補償する特約です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脳血管疾患 ② 虚血性心疾患等 ③ 精神障害 ④ ③の結果としての自殺 <p>※政府労災の給付が決定した場合^(注11)、保険金をお支払いします。</p>

(注11) 業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。次の「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が法定外補償規定(災害補償規程など)に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

ご契約のご検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。

公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

加入者証の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金(注1)	業務中のケガなど(注2)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど(注2)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて加入者証記載の保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。 ご注意 第1級から第13級までの後遺障害が2種類以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計割合が限度となります。
③入院補償保険金	業務中のケガなど(注2)により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど(注2)により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど(注2)により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含まれます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 ご注意 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金(注3)	次のア.またはイ.の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなど(注2)により事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用(注4)に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア.以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用(注4)に対して、10万円を限度にお支払いします。
⑦入院一時金補償保険金(注5)	業務中のケガなど(注2)により入院され、次のア.およびイ.に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑧退院療養一時金補償保険金(注5)	業務中のケガなど(注2)により入院され、次のア.およびイ.に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度にお支払いします。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注3) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注4) 葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注5) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

用語の説明

メディカル・マスター特約(長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約(実額払)、疾病入院医療保険金支払特約(日額払))はこの用語の定義を適用しません。P.13をご確認ください。

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎりませ。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	貴社の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注6) または大動脈瘤乖離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、法定外補償規定(災害補償規程など)により貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

(注6)心臓性突然死を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

<保険金の種類①から⑨まで共通の事由>

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ

など

<保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由>

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご確認ください。

貴社において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定済みの場合には…	法定外補償規定(災害補償規程など)の内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定されていない場合には…	①災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

特約の名称	特約の内容
使用者賠償責任補償特約	<p>補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です（1事故につき、特約の保険金額限度）。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。</p> <p>① 政府労災により給付される金額 ② 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ③ 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額</p> <p>※「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、この特約における補償の対象に政府労災の給付が決定された^(注1)「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」が加わります。 ※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎりです。</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>以下の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。（保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額（免責金額）10万円が適用されます。）</p> <p>① 雇用上の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャルハラスメント ④ マタニティーハラスメント ⑤ パワーハラスメント ⑥ ケアハラスメント ⑦ モラルハラスメント</p>
脳・心疾患等補償特約	<p>使用者賠償責任補償特約の補償に加えて、次の①から④についても補償する特約です。</p> <p>① 脳血管疾患 ② 虚血性心疾患等 ③ 精神障害 ④ ③の結果としての自殺</p> <p>※政府労災の給付が決定した場合^(注1)、保険金をお支払いします。</p>
天災危険補償特約	<p>地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。（傷害ユニットおよび次の特約によりお支払いする保険金を合算して、保険期間を通じて1被保険者について10億円が限度となります。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者賠償責任補償特約（特約コードLE） ・入院一時金補償保険金支払特約（特約コードA2） ・退院療養一時金補償保険金支払特約（特約コードA3） ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（特約コードA4） ・休業補償保険金支払特約（特約コードAB） ・入院院臨時費用補償特約（特約コードAC） </div> <p>使用者賠償責任補償特約をセットしている場合は、使用者賠償責任補償特約についても補償されます。</p>
保険金支払に関する特約	<p>保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において法定外補償規定（災害補償規程など）を制定していない場合にセットする特約です。</p>
長期障害所得補償特約	<p>日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害^(注2)が開始した場合、特約の免責期間（30日・60日・90日のいずれか）を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間^(注3)（1年間・2年間のいずれか）を限度に、就業障害期間1か月について長期障害所得補償保険金をお支払いする特約です。詳しくはP.31をご覧ください。</p>
疾病入院医療費用補償特約（実額払）	<p>日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において保険期間中に入院を開始した場合または先進医療等^(注4)を受けた場合に、費用を負担したことによって被る損害を補償します。詳しくはP.28をご覧ください。</p>
疾病入院医療保険金支払特約（日額払）	<p>日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合に、特約の疾病入院医療保険金日額を入院した日数分お支払いする特約です。（1回の入院につき特約の疾病入院医療保険金支払限度日数が限度となります。）詳しくはP.30をご覧ください。</p>

(注1)業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

(注2)被保険者が身体障害（ケガおよび疾病）を被り、次のいずれかの事由により身体障害（ケガおよび疾病）を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

①その身体障害（ケガおよび疾病）の治療のため、入院していること。

②①以外で、その身体障害（ケガおよび疾病）に対して、医師の治療を受けていること。

(注3)特約の免責期間終了日の翌日から起算して加入者証記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

(注4)患者申出療養を含みます。

※その他、入院日数を延長したり、後遺障害補償保険金の支払割合を所定の割合に修正するオプション特約などもご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 疾病入院医療費用補償特約(実額払)

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に日本国内で入院を開始した場合または先進医療等を受けた場合

※この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。

※入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院または先進医療等を受けた場合については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いします。

※保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。入院を開始した日または先進医療等を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

- ①被保険者が疾病を被り、日本国内で入院を開始した場合、1回の入院につき入院1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円)を限度とします。なお、入院を開始した日からその日を含めて疾病入院医療費用保険金支払限度日数^(注2)を経過した日の属する月の翌月1日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。
- ②被保険者が疾病を被り、その直接の結果として先進医療等を受けた場合、1回の先進医療等につき先進医療1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円・300万円)を限度とします。
- ③初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始または先進医療等を受けた場合は、変更後の支払条件を適用します。
 - ア. 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - イ. 被保険者が入院を開始した時または先進医療等を受けた時のお支払条件により算出された保険金の額
- ④入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病^(注3)によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなし、新たに入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。
- ⑤被保険者が、保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金をお支払いすべき入院とその後の保険金をお支払いすべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とします。
- ⑥被保険者が、保険金のお支払い対象となっていない入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。
- ⑦保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響で、保険金をお支払いする疾病の程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する損害の額について保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる費用

疾病入院医療費用 として対象となる費用 (入院1回あたり)	<ol style="list-style-type: none"> ①一部負担金^(注4) ②病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料。(1日あたりのベッド等使用料保険金日額(10,000円・20,000円・30,000円・40,000円)を限度^(注5)とします。)ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。 ③被保険者が重篤など所定の状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合に次に掲げる費用。(1日につき1名分の費用にかぎります。)ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 親族付添費(1日につき4,200円) イ. 交通費 ウ. 寝具等の使用料 ④被保険者の家族において次のいずれかに掲げる期間中に雇入れたホームヘルパー等の雇入費用^(注6)または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用^(注7)。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 医師が付添を必要と認めた期間 イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間 ⑤入院のために必要とした病院等までの交通費^(注8)、医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費^(注9)、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費^(注9)。ただし、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に負担した費用にかぎり、先進医療等費用(患者申出療養を含みます。)にて対象となる交通費、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。 ⑥被保険者の療養に必要な有益な諸雑費(1日につき1,100円)。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用、労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。
-------------------------------------	--

(次ページに続きます。)

お支払いの対象となる費用

<p>疾病入院医療費用として対象となる費用 (入院1回あたり)</p>	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>⑦被保険者と同居の親族が介護保険法第19条(市町村の認定)第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合^(注9)の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>ア. 介護従事者^(注10)の雇入費用^(注11)</p> <p>イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用</p> <p>⑧選定療養または評価療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(注12)、病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料および先進医療の技術に係る費用を除きます。</p> <p>⑨その他特段の事情により生じた費用のうち損保ジャパンが承認した費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p>
<p>先進医療等費用として対象となる費用 (先進医療等1回あたり)</p>	<p>①先進医療の技術に係る費用。ただし、公的医療保険制度から給付される費用ならびに先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用および生活療養のための費用を除きます。</p> <p>②先進医療を受けるために必要とした病院等までの交通費^(注8)、医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費^(注8)、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費^(注8)</p> <p>③先進医療を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p> <p>④患者申出療養を受けるために病院に対して支払った費用。ただし、公的医療保険制度から給付される額を除きます。</p> <p>⑤患者申出療養を受けるために必要とした病院までの交通費^(注8)、転院のための交通費^(注8)、および退院のために必要とした住居までの交通費^(注8)</p> <p>⑥患者申出療養を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p>
<p>疾病入院医療費用および先進医療等費用から控除される給付等</p>	<p>①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費</p> <p>②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付^(注13)</p> <p>③第三者により支払われた損害賠償金</p> <p>④被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付^(注14)</p>
<p>他の保険契約等がある場合の保険金の支払額</p>	<p>この特約に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、支払責任額の合計額がこの特約が支払う保険金の額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この特約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 この特約の支払責任額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金を差し引いた残額</p>

- (注1) 継続契約である場合は、継続前の長期障害所得補償保険契約、入院費用契約または疾病保険契約も含まれます。
- (注2) 365日となります。
- (注3) 前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。
- (注4) 「療養の給付(公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」など)等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金ならびに一部負担金に相当する費用、入院時食事療養の食事療養標準負担額および入院時生活療養の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係る額をいいます。
- (注5) ベッド等使用料保険金日額を超える入院日がある場合で、医師が治療上の必要性を認めたときは、その入院日については、その額を算入するものとします。
- (注6) ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。
- (注7) 保育所への預け入れに要した交通費を含みます。
- (注8) 移送費を含みます。
- (注9) 認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。
- (注10) 介護を主たる職業とする者をいいます。
- (注11) 介護従事者^(注10)の紹介料および交通費を含みます。
- (注12) 保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。
- (注13) いわゆる「附加給付」をいいます。
- (注14) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

- | | |
|--|---|
| <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎりです。</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由</p> <p>⑤ ③および④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染</p> | <p>⑦ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>⑧ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。</p> <p>⑨ 頸部症候群^(注15)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)</p> <p>⑩ 被保険者のアルコール依存および薬物依存等^(注16)。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。</p> <p>⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」^(注17)等の支払の対象となる場合を除きます。</p> |
|--|---|

- (注15) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注16) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。
- (注17) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

疾病入院医療保険金支払特約(日額払)

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合

※この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。

※入院の原因となった疾病を被った時が初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いしません。

※保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

①被保険者が疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき支払限度日数(40日・60日・90日・120日・180日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院医療保険金日額をお支払いします。

保険金の額＝疾病入院医療保険金日額×入院した日数

②初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合は、変更後の支払条件を適用します。
ア. 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
イ. 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

③入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病^(注2)によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなし、新たに支払限度日数を適用します。

④被保険者が、保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金をお支払いすべき入院とその後の保険金をお支払いすべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とします。

⑤被保険者が、保険金のお支払い対象となっていない入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、支払限度日数を適用します。

⑥保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響で、保険金をお支払いする疾病の程度が重くなつたときは、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤③および④のいずれかの事由に伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑨被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」^(注3)等の支払の対象となる場合を除きます。
- ⑩頸部症候群^(注4)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)
- ⑪被保険者のアルコール依存および薬物依存等^(注5)。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

(注1)継続契約である場合は、継続前の長期障害所得補償保険契約、入院費用契約または疾病保険契約も含みます。

(注2)前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。

(注3)公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(注4)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注5)具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。

長期障害所得補償特約

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、身体障害(ケガおよび疾病)を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害になった場合

※この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。

※就業障害の原因となった身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業障害については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約^(注1)の被保険者となった時以後にその原因となった身体障害を被ったものとみなし保険金をお支払いします。

※保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

- ① 損保ジャパンは、就業障害期間に対し、保険金を被保険者に支払います。
- ② 就業障害期間1か月について長期障害所得補償保険月額(5万円・10万円・15万円)を限度とします。
- ③ 就業障害期間が1か月に満たない場合または就業障害期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。
- ④ 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。

保険金をお支払いする期間^{*}=就業障害である期間-免責期間

※身体障害を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない期間が免責期間(30日・60日・90日)を超えた時からてん補期間(1年間または2年間)が始まり、そのてん補期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。
- ⑤ てん補期間(1年間または2年間)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ⑥ 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- ⑦ 初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。ただ

- し、就業障害の原因となった身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害になった場合は変更後の支払条件を適用します。
- ア. 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - イ. 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- ⑧ 免責期間を超える就業障害が発生した場合において、次のいずれかの他の就業障害が発生した場合は、その就業障害は既に発生している免責期間を超える就業障害と同一の就業障害とみなします。
 ア. 免責期間を超える就業障害が開始した時から免責期間を超える就業障害が終了した時まで開始した就業障害
 イ. 免責期間を超える就業障害が終了した後に再び開始した就業障害
 ただし、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害とみなします。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。
 - ⑨ 保険金のお支払いの対象となっていない身体障害の影響で、保険金をお支払いする身体障害の程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する就業障害期間を決定して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎりです。
- ③ 被保険者の自殺行為によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。
- ④ 被保険者の犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑤ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 ア. 治療を目的として医師が用いた場合
 イ. 被保険者の被った身体障害が基本分類コードF18^(注2)に該当する精神障害であり、かつ、その精神障害について、労災保険法等によって給付が決定された場合
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑧ ⑥もしくは⑦の身体障害の原因となった事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑩ 頸部症候群^(注3)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)を原因とした就業障害
- ⑪ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害を原因とした就業障害
 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑫ 被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害^(注4)を被り、これを原因として生じた就業障害。ただし、一部の精神障害^(注5)を原因とする就業障害の場合は、保険金を支払います。
- ⑬ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑭ 発熱等の他覚的症状のない感染^(注6)を原因とした就業障害

(注1) 継続契約である場合は、継続前の長期障害所得補償保険契約、入院費用契約または疾病保険契約も含みます。

(注2) 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた基本分類コードF18(揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害)

(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注4) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定された内容に準拠します。

(注5) 基本分類コードF18に該当する精神障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎり含みます。

(注6) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

(1) (2)以外の事由

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
①休業損失 保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.33【補償内容】I.の表①～⑨および【補償内容】II.の表①～⑥の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、事故発生日の翌日からお支払い対象となります。 (1日あたりの対象経常費 ^(注1) +1日あたりの営業利益 ^(注2)) × 休業日数から1日を控除した日数 × 影響割合 ^(注3)	1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額限度。ただし、損失等の種類により下表のとおり異なります。
②事業継続 費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.33【補償内容】I.の表①～⑨および【補償内容】II.の表①～⑥の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。 ^(注4)	1事故につき、ご契約時に設定した休業ユニットの保険金額や損失等の種類により下表のとおり異なります。

対象経常費	経常費の種類	算入額	ご契約時に設定した休業ユニットの保険金額		
	人件費	給料の額(給料、諸手当および賞与の合計額とし、退職金を含みません。)に80%を乗じた額	3,000万円以下	5,000万円以上	
福利厚生費	福利厚生費の額	休業損失 保険金 (上表の①)	下記以外	休業ユニットの保険金額	
地代・家賃等	地代家賃および保険料の額。なお、駐車場代を含みます。		敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円	1,000万円
通信費	通信料の額に80%を乗じた額	事業継続 費用保険金 (上表の②)	主要取引先の破産	100万円	500万円
光熱費	電気、ガス、熱、水道または工業用水道の利用料金の合計額に80%を乗じた額		下記以外	500万円	1,000万円
			敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円	
			主要取引先の破産	100万円	

(2) P.33【補償内容】II.の表⑦、⑧の特定感染症^(注5)、指定感染症^(注8)の原因となる病原体により、対象施設^(注9)または対象施設が所在する建物等が汚染または汚染された疑いがある場合(ワイドのみ)

感染症の種類	保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
特定感染症 ^(注5)	③休業損失 保険金	次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、てん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して14日 ^(注10) となります。 (1日あたりの対象経常費 ^(注1) +1日あたりの営業利益 ^(注2)) × 休業日数から1日を控除した日数 × 影響割合 ^(注3)	1事故につき 500万円
	④特定感染症 対策費用 保険金	事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒費用 ^(注11) 、検査費用 ^(注12) 、予防費用 ^(注13) をお支払いします。ただし、損保ジャパンの同意を得て支出したものにすぎません。	1事故につき 100万円
指定感染症 ^(注8)	⑤指定感染症 対策費用 保険金	消毒その他の措置 ^(注14) に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益または事業継続費用に 対してお支払いします。	保険期間を通じて 20万円(定額)

※③と④は合算して1事故500万円が限度となります。

(注1) 経常費のうち、直近会計年度において被保険者が支払った(1)の対象経常費の表に掲げるものをいいます。

(注2) 直近会計年度の営業利益の額を、その期間の営業日数で除した額とします。なお、営業利益の額が負の値である場合も、その値を営業日数で除した額を1日あたりの利益として算式に適用します。

(注3) 収益減少額を標準売上高で除した額をいいます。

(注4) 保険金のお支払い対象となる復旧期間は3か月までとなります。

(注5) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫中東呼吸器症候群(MERS)、⑬鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス、⑲新型コロナウイルス感染症(COVID-19)^(注6)。ただし、⑲については事故の発生した日において、感染症法^(注7)に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当する場合にかぎり補償対象となります。

(注6) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎり)をいいます。以下、同様とします。

(注7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)をいいます。以下、同様とします。

(注8) 感染症法に定める指定感染症をい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。

(注9) 貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。工事現場はこれに該当しません。以下、同様とします。

(注10) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が補償対象となる場合は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)におけるてん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して5日となります。

(注11) 感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。

(注12) 貴社の役員および従業員ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用をいいます。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。

(注13) 貴社の役員および従業員への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用をいいます。

(注14) 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章(消毒その他の措置)に規定するものをいいます。

補償内容

I 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等(下記【対象物件】A)			建物、アーケードなど 下記【対象物件】 B～Fに掲げる財物
		建物内	建物外		
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外(野積みなど)	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○	○	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×	○
⑦	水災	○	○	×	○
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	×	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○

※ワイドプランの補償内容

○:保険金をお支払いします。(休業損失保険金は事故発生日の翌日からお支払い対象、事業継続費用保険金は事故発生日の当日からお支払い対象となります。)

×:お支払いできません。

対象物件

- A 貴社所有のすべての設備・什器等
- B 貴社が所有または占有する業務用の建物
- C 対象敷地内(注15)にある貴社が占有する財物(注16)(ただしAの財物、商品・製品等および受託貨物を除きます。)
- D 対象敷地内(注15)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E 対象敷地内(注15)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F 荷主が日本国内で占有する財物(注17)

(注15) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注16) 物流業務に起因する事故の場合は、貴社が占有する商品・製品等、受託貨物は対象物件には含まれません。

(注17) Fの財物については、対象事故によって損害が生じ、貨物運送(注18)が中止された結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに限り保険金をお支払いします。

(注18) 契約書、見積書、運送状、伝票および帳簿等により運送を請け負うことが確定していたと客観的に確認できるものにかぎります。

II 次の事由が発生した結果生じた休業損失など(ワイドのみ)

No.	事由の種類	ワイド			
		休業損失 保険金	事業継続 費用保険金	特定感染症 対策費用 保険金	指定感染症 対策費用 保険金
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	○	—	—
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	○	—	—
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの24時間超の中断	○	○	—	—
④	不測かつ突発的な事由による流通管理システムの中断	○	○	—	—
⑤	主要取引先の破産	○	○	—	—
⑥	次のアまたはイの食中毒の発生またはその疑い。 ア. 対象施設(注19)における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(保健所に届出のあったものにかぎります。) イ. 対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令など	○	○	—	—
⑦	対象施設または対象建物等が「結核」「O-157」などの特定感染症(注20)の原因となる病原体に汚染されたこと(対象施設において感染症法(注21)に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長届出のあったものにかぎります。)(注22)または、汚染された疑いがある場合における対象施設に対する消毒その他の措置(注23)	○	—	○	—
⑧	対象施設または対象施設が所在する建物等が指定感染の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、対象施設に対する消毒その他の措置	—	—	—	○

○:保険金をお支払いします。(休業損失保険金は事由が発生した翌日からお支払い対象、事業継続費用保険金・特定感染症対策費用保険金・指定感染症対策費用保険金は事由が発生した当日からお支払い対象となります。)

—または×:お支払いできません。

ご注意 対象物件にならない物

- ・自動車 ・船舶 ・航空機 ・無人航空機等(注24) ・動物・植物(注25) ・貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物
- ・商品・製品等 ・受託貨物 など

(注19)貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。工事現場はこれに該当しません。以下、同様とします。
 (注20)P.32の(注5)と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。
 (注21)P.32の(注7)と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。
 (注22)記名被保険者が⑦の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。
 (注23)P.33の(注14)と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。
 (注24)その名称を問わず、構造上人が乗ることができないドローン、ラジコン機およびラジコンヘリコプター等を含みます。
 (注25)動物・植物は商品・製品等である場合は対象物件に含まれます。

主要取引先

貴社の直近会計年度において、下表に規定する条件を満たす日本国内の事業者^(注26)にかぎりあります。ただし、条件を満たす取引先であっても、一部対象外となる場合があります。詳しくは、P.34、P.35の「保険金をお支払いできない主な場合」または普通保険約款・各特約をご覧ください。

事業者の種類	条件
供給者等のうち、商品・製品等の供給物を直接貴社に供給する者	貴社がその事業者から購入した商品・製品等の購入価格の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上原価 ^(注29) の総額の20%の額を超えている者。
供給者等のうち、商品・製品等を直接貴社より受け入れる者	貴社がその事業者へ販売した商品・製品等の販売価格の総額が500万円超かつ直近会計年度の売上高 ^(注29) の総額の20%の額を超えている者。
貴社が工事業務を行う場合において、請負工事の発注者 ^(注27)	貴社がその発注者から請け負った請負契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高 ^(注29) の総額の20%の額を超えている者。
貴社が物流業務を行う場合において、運送契約の荷主 ^(注28)	貴社がその荷主から請け負った運送契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高 ^(注29) の総額の20%の額を超えている者。
貴社が工事業務および物流業務以外の業務として役務を提供する場合において、その役務提供にかかわる契約の契約者	貴社がその契約者から請け負った役務提供にかかわる契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高 ^(注29) の総額の20%の額を超えている者。

(注26)事業所限定方式の場合は、その事業者が貴社の対象施設の業務にかかわる場合にかぎりあります。
 (注27)請負契約が元請工事の場合にかぎりあります。また、発注者からは工事業者を除きます。
 (注28)運送契約は貴社が元受運送人となる契約にかぎりあります。また、荷主からは物流業者を除きます。
 (注29)事業所限定方式の場合は、貴社の対象施設における直近会計年度の売上原価・売上高をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通の事由>

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその他の代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質など
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者等または荷主の倒産。ただし、主要取引先の破産による損失等については保険金を支払います。
- 直接であると間接であるとを問わず対象物件、ユーティリティ設備または流通管理システムがサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。ただし、対象物件のうち敷地外物件^(注1)に該当しない財物に火災、破裂または爆発が生じた場合は、保険金を支払います。など

<対象物件に生じた次の損害>

- 次の①から③の財物に生じた風災^(注2)・雹災^(注2)・雪災の事故により生じた損害
 - ① ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等
 - ② 建築中の屋外設備・装置
 - ③ 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者ではない場合において、対象建物に付加した看板について生じた損害については、保険金を支払います。
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電氣的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故

<設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由^(注2)>

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨が規定額以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア.およびイ.の損害
 - ア. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
 - イ. 音色または音質の変化
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- 対象物件の格落ち損害(対象物件の価値の下落をいいます。)
- 対象物件の納入者が、記名被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 対象施設の営業時間外において、金庫^(注3)外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 対象物件である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害

(次ページに続きます。)

保険金をお支払いできない主な場合

(前ページの続きです。)

<次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水>

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

<次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・流通管理システムの中断>

- ユーティリティ設備または流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、濁水または水不足 など

<次のいずれかの場合により生じた主要取引先の破産>

- 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先の破産手続開始の申立てを行った場合
- 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先または第三者と共謀して主要取引先の破産を発生させた場合
- 主要取引先の破産が、保険契約者または記名被保険者の加担により発生した場合または加担により発生したとみなすことができる場合
- 次のいずれかの事由により主要取引先の営業が休止または阻害された結果として主要取引先の破産が生じた場合
 - ① 国または公共機関による法令等の規制
 - ② 差押え、取用、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ テロ行為またはその結果生じた事象
- ⑨ サイバー攻撃等
- 主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた日直前90日間以内に、主要取引先と取引^(注4)が無い場合
- 保険期間の開始日から起算して90日間に主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた場合。ただし、この保険契約が継続契約^(注5)である場合は保険金を支払います。

<特定感染症、指定感染症の原因となる病原体による対象施設または対象建物等が汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に適用される固有の事由>

- 都道府県知事等からの要請に応じて行った特定感染症、指定感染症の発生に起因しない自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- 保険期間の初日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約^(注5)である場合を除きます。
- 脅迫または恐喝などを目的とした営業に対する妨害行為 など

<上記以外の事由>

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態 など
- 脅迫または恐喝などを目的とした営業に対する妨害行為による食中毒の発生またはその疑い など

(注1) 対象施設の業務における供給者等(物流業務の場合は荷主)が日本国内で占有する財物をいいます。

(注2) P.33の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

(注3) 耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

(注4) 次のいずれかに該当するものをいいます。①主要取引先が、商品・製品等の供給物を記名被保険者に直接供給する取引 ②主要取引先が、商品・製品等を記名被保険者より直接受け入れる取引 ③記名被保険者が行う工事業務のうち、主要取引先が発注者(工事業者を除きます。)となる請負工事(元請工事の場合にかぎり)の締結または遂行 ④記名被保険者が行う物流業務のうち、主要取引先が荷主(物流業者を除きます。)となる運送契約(記名被保険者が元請運送人となる契約にかぎり)の締結または遂行 ⑤記名被保険者が工事業務および物流業務以外の業務として行う役務の提供で、主要取引先が契約者となる役務提供にかかわる契約の締結または遂行

(注5) 感染症に関する保険契約^(注6)を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日(その保険契約が末日までに解除されていた場合には、その解除日をいいます。)を保険期間の初日とし、かつ、貴社を同一として損保ジャパンと締結された保険契約をいいます。

(注6) 次のいずれかの保険契約をいいます。①食中毒・感染症利益補償特約が付帯された事業活動総合保険契約 ②①以外で感染症による喪失利益を補償する保険契約

お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	
①損害保険金	日本国内で発生した次表補償内容の「○」印がある偶然な事故により保険の目的(保険の対象)に損害 ^(注1) が生じた場合に、再調達価額 ^(注2) を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。 ^(注3) 損害保険金は、1事故あたりの損害の合計額が自己負担額(免責金額) ^(注5) を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。	
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。	
	費用保険金	内容
	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など
	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	
③通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手・乗車券などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円 ^(注6) を限度にお支払いします。	

(注1)ご契約者または記名被保険者が損害防止費用を支出したときは、その額を損害の額に含めます。

(注2)損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注3)保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります(ただし、無人航空機等が商品・製品等である場合を除きます)。

(注4)損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注5)1万円、5万円、10万円、20万円からお選びいただくことができます。

(注6)現金盗難損害補償特約をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

補償内容

No.	事故の種類	企業包括方式		
		A 建物内 ^(注7) 収容動産	建物外所在動産	
			B 輸送中・一時 持ち出し中	C 左記以外 (野積みなど)
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○	○
	設備・什器等	○	○	○
	商品・製品等	○	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×
⑦	水災	○	○	×
	設備・什器等	○	○	×
	商品・製品等	○	×	×
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×

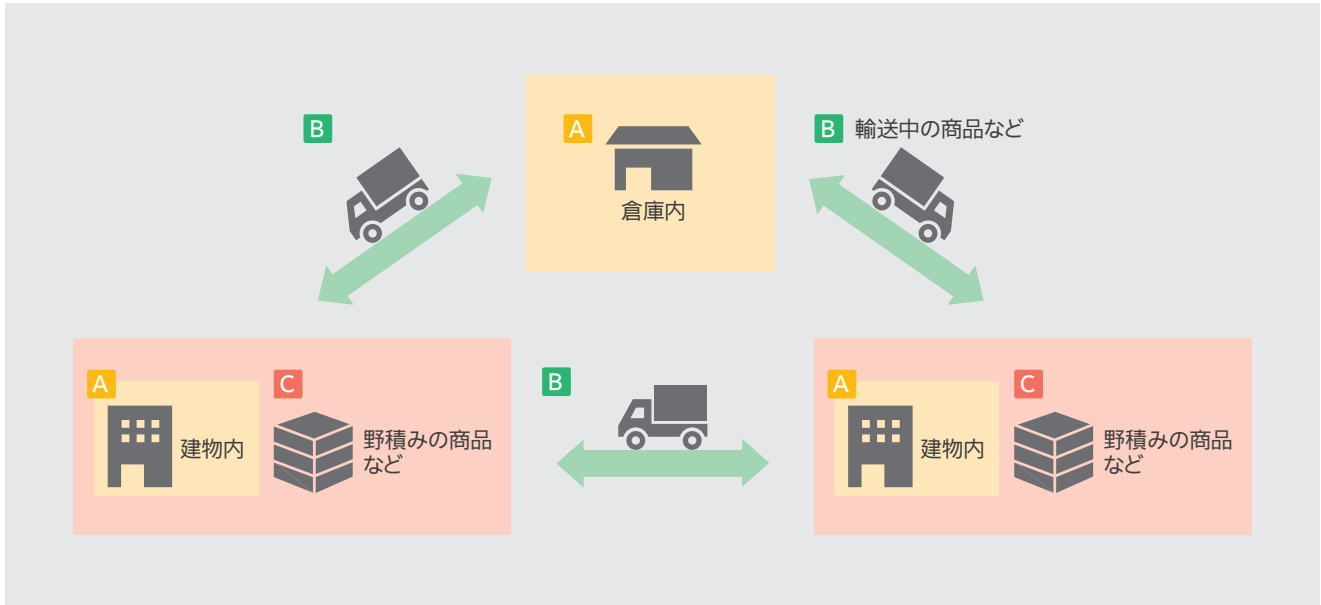
※ワイドプランの補償内容

○:設定した自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

×:お支払いできません。

(注7)対象建物の建物内のほか、対象建物以外の建物内およびこれらの建物の軒下を含みます。

■ 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



【ご注意】 保険の目的(保険の対象)にならない物

・建物 ・自動車^(注9) ・船舶 ・航空機^(注10) ・動物・植物^(注11) ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ ・軌道、護岸、栈橋、防油堤その他の土木構築物 ・稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物 など

※建物とは火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

(注9)建設用工作車を含みます。工事業務に関連する場所等以外にある場合も保険の目的(保険の対象)にはなりません。

(注10)ここでいう航空機には、ドローン等の無人航空機等は含みません。

(注11)動植物は商品・製品等である場合は保険の目的(保険の対象)に含まれます。

保険金をお支払いできない主な場合

<設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由>

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害^(注12)
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害^(注13)。
ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において対象建物に付加した看板については、保険金を支払います。
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は保険金を支払います。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ①車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的故障
 - ②原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故
- 直接であると間接であると問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合は保険金を支払います。 など

<設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由^(注14)>

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失^(注15)など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次の①または②の損害
 - ① 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
 - ② 音色または音質の変化
- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害

- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- テープ、カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注16) など
- 保険の目的に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 対象施設の営業時間外において、金庫^(注17)外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 保険の目的である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害
- 保険の目的(保険の対象)が無人航空機等である場合における、保険の目的のブレード等の回転翼部分のみに生じた損害 など

<商品・製品等に適用される固有の事由>

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注18)
- 万引きによって生じた損害
- 検品、梱卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみに生じた損害
- 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。 など

<手形・小切手の盗難に適用される固有の事由>

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の①から④に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 - ① 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生時の通知を行い、支払いの停止を依頼すること
 - ② 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 - ③ 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
 - ④ その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など

(注12)地震危険補償特約(詳しくはP.●をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注13)屋外看板・自動販売機損害補償特約(詳しくはP.●をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注14)P.36の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

(注15)発生原因を問わず、保険の目的である無人航空機等を操縦中の紛失を含みます。

(注16)情報メディア等損害補償特約(詳しくはP.●をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注17)耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等の可動式ものを除きます。

(注18)冷凍損害補償特約(詳しくはP.●をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。ただし、電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみに生じた損害については補償されません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

「事業活動総合保険(ビジネスマスタープラス)」のあらまし(契約概要ご説明)

■商品の仕組み：この商品は事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」「賠償責任担保条項」「傷害等担保条項」の4つによって構成されています。各項目(以下「ユニット」といいます。)の概要は次のとおりです。選択いただいた契約プラン(総合プラン、賠償プラン)によりセットできるユニットなどが異なります。また、ご契約に適用される特約により、概要に記載の内容が変更される場合があります。詳しい内容につきましては、パンフレットまたは普通保険約款および特約等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険契約者：四国交通共済協同組合

■保険期間：毎月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：保険始期日の前月末日

■引受条件(保険金額等)

- 加入対象者および記名被保険者：四国交通共済協同組合の組合員にかぎります。
- お手続き方法：加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご提出ください。
- ご加入方法：加入依頼書を毎月末日までにご提出いただくと翌月1日午後4時から1年間の保険期間となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合】

●各担保条項(以下「ユニット」といいます。)の概要は次のとおりです。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什器や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および事業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。営業が休止または阻害された期間は、3か月のてん補期間および復旧期間を限度とします。(なお、事故の種類によりお支払いする保険金の種類やてん補期間が異なる場合があります。)
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ワイドプランを選択した場合は、サイバーリスク賠償責任補償特約が自動セットされます。情報の漏えいまたはそのおそれ、被保険者システムに対するサイバー攻撃等に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害や、事故に対応するために被保険者が支出した費用に対して保険金をお支払いします。(特約の保険金額が100万円の場合は補償範囲が限定されますのでご注意ください。)
傷害ユニット	補償対象者が記名被保険者の業務に従事している間に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合において、記名被保険者が法定外補償規定(災害補償規程)などにに基づき補償対象者またはその遺族の方に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険の対象となる物(商品取引契約、債権等を含みます。)には、この保険契約の対象外と定めるものがあります。対象とならない物しかない場合は、結果としてこの契約で補償する部分が無いことがありますので、ご契約に際しては十分にご確認ください。

※傷害ユニットご加入検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。

公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

被保険者の範囲

●この保険で被保険者は、主に下記の方々となりますが、そのご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款および特約等をご確認ください。

ユニット	被保険者
物損害ユニット	記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)
休業ユニット	記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)
賠償ユニット	①記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方) ②記名被保険者の役員・使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人
傷害ユニット	記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)
長期障害所得補償特約	①記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)の役員・事業主本人 ②記名被保険者の使用人 ※ただし、保険期間の開始日時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかぎります。
疾病入院医療費用補償特約	①記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)の役員・事業主本人
疾病入院医療保険金支払特約	②記名被保険者の使用人

保険期間

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

ご注意

- 事業活動総合保険(ビジネスマスタープラス)は、保険種類に応じた特約によって構成されています。特約等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ①保険期間が1年以内のご契約
 - ②営業または事業のためのご契約
 - ③法人または社団・財団等が締結したご契約
 - ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただけます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など^(※)により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など^(※)から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。
(※)労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。
- 【長期障害所得補償特約がセットされている場合】
初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時より前に被った身体障害を原因とする就業障害については保険金をお支払いできません。
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害を原因とする就業障害であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業障害に対しては保険金をお支払いします。
- 【疾病入院医療費用補償特約または疾病入院医療保険金支払特約がセットされている場合】
初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等については保険金をお支払いできません。
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院または受けた先進医療等に対しては保険金をお支払いします。
- 実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険契約は、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げなかった場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

■通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

■加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 ■法定外補償規定などの変更

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- (5) 長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約または疾病入院医療保険金支払特約がセットされている場合、これらの特約の被保険者は、保険契約者に対し、これらの特約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、保険契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<p>■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 など</p> <p>■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、函面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</p> <p>■傷害ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など</p> <p>■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、函面(写)取扱説明書、被害品明細書 など</p>
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

＜受付時間＞ 平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

傷害をセットしたご契約企業さまが対象

こころとからだホットラインのご案内

「こころとからだホットライン」は、企業の従業員のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また人事労務部門ご担当者の相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。メンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としては是非ご利用ください。



主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

- **健康・医療相談**
健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。
- **健康チェックサポートサービス**
 - 人間ドック紹介
人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。
 - 郵便検診
忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介しますサービスです。
 - 検診結果相談
検診結果に関する悩みや相談にお答えします。
- **予約制専門医相談**
「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。
- **医療機関情報提供サービス**
 - 緊急時の医療機関情報の提供
夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。
 - 専門医療機関情報の提供
地域の専門医療機関情報を提供します。
- **公的給付相談(予約制)**
社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。
- **法律・税金相談(予約制)**
弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

- **メンタルヘルスカウンセリング**
全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面またはWebでのカウンセリングを行います。(予約制)
 - ・1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
 - ・予約受付は 平日 9:00~22:00
土曜 10:00~20:00
 - ※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。
- **メンタルヘルス電話カウンセリング**
臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。
 - ・利用時間 平日 9:00~22:00
土曜 10:00~20:00
 - ※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。
 - ・回数制限なし
- **メンタルITサポート(Webストレスチェック)**
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務部門担当者向けサービス(平日9:00~17:00)

- **マネジメントサポート**
産業保健の経験を有する保健師、看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお答えします。
- **職場復帰サポート**
産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関する質問にお答えします。
- **リハビリテーションサポート**
産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

※1 ご利用は、ご契約後にお送りする「加入者証」記載の「こころとからだホットライン」専用の電話番号にご連絡ください。

※2 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※3 お電話での相談の際には、お名前、企業名、加入者番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

使用者賠償責任補償特約をセットしたご契約企業さまが対象

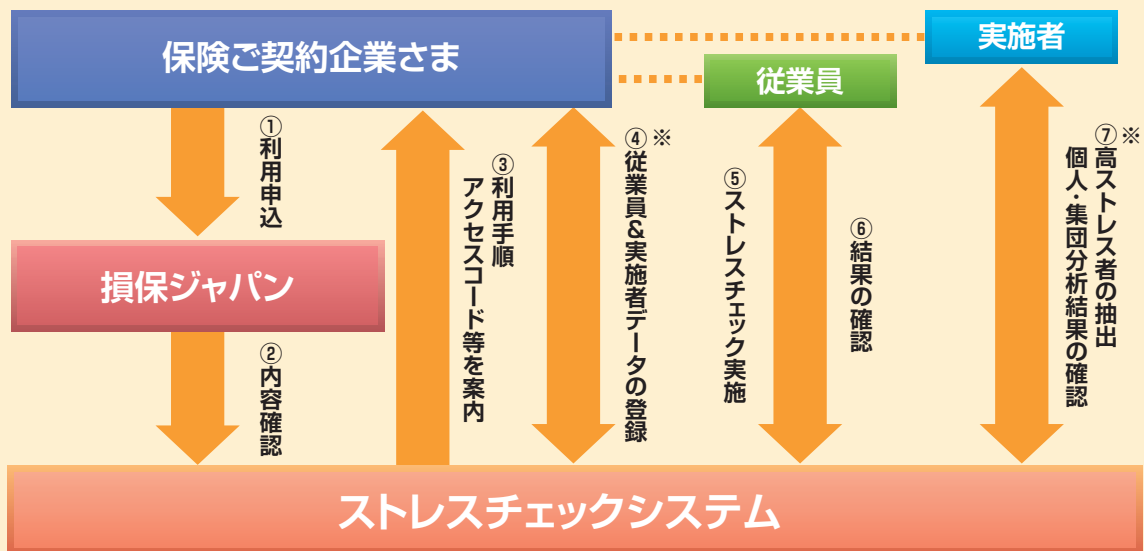
ストレスチェックサポートサービスのご案内

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月から施行されました。使用者賠償責任補償特約をセットされる場合にかぎり、無料でストレスチェックサポートサービスをご利用いただけます!

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業さまのご担当者(実施者含)がストレスチェックシステムを操作することにより利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

ストレスチェックサポートサービスの流れ

(注1)※部分は、企業さまのご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。
(注2)企業さまは、実施にあたり、実施者を選任いただく必要があります。



- 本サービスは損保ジャパンのグループ会社を通じてご提供します。
- ストレスチェックはWEBによる実施となりますが、通信環境やセキュリティ等、インターネットご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
- この無料サービスは、ストレスチェック制度の一部を実施するものであり、義務化範囲のすべてをカバーするものではありません。

雇用慣行賠償責任補償特約をセットしたご契約企業さまが対象

緊急時サポート総合サービス

事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

緊急時広報支援機能	エデュケーション機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> ■記者会見実施支援 ■新聞社告支援 など ■SNS炎上対応支援 ■WEBモニタリング、緊急通知支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ハラスメント事故発生後の研修などサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種サポートの調整 など

- 本サービスは損保ジャパンの提携業者、グループ会社を通じてご提供します。

物流業の皆さまへ

サクセスネット
Success Net

物流業の経営者の皆さまへお役に立つ情報を提供する、

会員制サイト「Success Net(サクセスネット)」のご紹介です。

入会金・年会費無料となっております。この機会に是非ともご登録ください。

無料会員登録は
こちらから!



物流業に関する情報も充実!

主な
マークの
見方

インターネット サクセスネットホームページからご利用いただけるサービス

TEL 電話でご利用いただけるサービス

サービスにより電話番号が異なりますのでご注意ください

無料 無料でご利用いただけるサービス

ご優待 会員ならではの優待価格でご利用いただけるサービス

ビジネス情報

■ ビジネスレポート

インターネット 無料

就業規則などすぐに使える会社規定集、建設、製造、運輸などの業界動向、経営者が知っておきたいマネジメント情報等、1,000本以上のレポートをホームページ上で検索し、取り出せます。

提供会社: 株式会社日本情報マート

■ 日経BP記事配信サービス

インターネット 無料

Powered by 日経BP BizBoard

「日経BP社」が刊行する雑誌記事やWEBニュース等を配信。絶え間なく動く業界・企業の先端情報や、最新のトレンド情報を毎月お届けします。

提供会社: 株式会社日経BP

ビジネス支援

■ 助成金受給可能性診断サービス、 労務リスク診断サービス

インターネット 無料

簡単なアンケートにお答えいただくだけで、企業の人事・労務に関する診断レポートをお届けします。全ての診断サービスで、信頼と実績のおける社会保険労務士による無料診断(60分)も可能です。

提供会社: 中小企業福祉事業団

福利厚生

■ 福利厚生サービス

TEL ご優待

(福利厚生倶楽部/WELBOX)

各種福利厚生メニューが会員価格で利用できるアウトソーシングサービスです。

※実際の利用にあたっては提供会社との個別契約が必要となります。

提供会社: 株式会社リロクラブ、株式会社イーウェル

自己啓発

■ 書籍ダイジェスト

ご優待

経営に役立つビジネス書のダイジェスト情報を提供します。

提供会社: 日本デイトムサプライ株式会社

※サービス内容は、予告なく変更する場合がございます。

※上記はサービスの一例です。詳しくはホームページをご覧ください。

<取扱代理店>

四国交通共済協同組合

〒762-0063 香川県坂出市番の州公園6番6号
TEL:0877-44-4416 FAX:0877-44-3390
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

高松支店 法人支社

〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6-4F
TEL:087-825-0915 FAX:087-825-0910
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)